

中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

2017年11月8日

株主各位



千葉市中央区千葉港1番2号
株式会社 千葉銀行
取締役頭取 佐久間英利

2017年11月8日開催の当行取締役会において、第112期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第40条の規定に基づき、2017年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1株につき7円50銭
2. 支払請求権の効力発生日 2017年12月5日
並びに支払開始日

以上

「配当金計算書」および「中間配当金領収証」（口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」）は、来たる12月4日にご送付申し上げる予定でございます。